

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、高度経済成長期に首都圏の住宅都市として発展してきた経緯から、県内他市と比較しても事業者が少ない状況である。また、産業構造として第3次産業への就業人口の比率が約80%であり、第1次、第2次産業の占める割合が少なく、また、少子高齢化などの進展により、各産業に就業する人材の確保は益々厳しくなっていくことが予想されるため、本市の第2次産業の中核を担っている中小企業の労働環境を改善することは喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業等の先端設備等の導入を促すことで、老朽化が進む設備を生産性の高い新しい設備へと一新させ、労働生産性の向上を図ることを目指す。これを実現するため、先端設備等導入計画の目標認定数を2件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、景観保全等の観点から、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種・事業は限定せず、当市の産業全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国の同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- 人員削減を目的とした取り組みではないこと。
- 市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体にあつては市税を、市外に住所を有する者又は市外に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体にあつてはその所在する市町村の市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- 政治活動または宗教活動を目的としたものでないこと。
- 公序良俗に反する取り組みでないこと。
- 四街道市環境基本条例、四街道市公害防止条例に配慮すること。
- その他市長が適当でないと認められたものでないこと。